

令和7年8月



第 126 回総代会の報告

発行：焼津市南部土地区画整理組合

焼津市本町二丁目 16 番 32 号

TEL：054-627-9311（代表）

FAX：054-626-2184

URL：<https://www.sumiyoi-nanbu.jp> やいづ南部



検索

7月29日（火）午後7時より、消防防災センター4階多目的ホールにて、第126回総代会を開催しました。全総代55人中、45人の出席により、以下を議案として上程し、全て承認されました。

1 令和6年度事業報告（報第1号）

令和6年度は、事業収束に向けて残る保留地6区画のうち5区画を売却することができました。なお、残りの1区画は令和7年4月に完売いたしました。

また、換地処分公告により住所が変更されたことに伴い必要となる運転免許証や不動産登記簿などの住所変更手続きの方法について、説明会を開催しました。

清算金については、年明けの1月6日付けで清算金の徴収及び交付に係る事務（対象者への通知及び収納・支払事務）を実施しました。

2 令和6年度 歳入歳出決算（認第1号）

《歳入決算額》	353,094,129 円
内訳 保留地処分金	67,055,262 円
繰越金	243,980,048 円
雑入	42,058,819 円

《歳出決算額》	143,570,201 円
内訳 需用費	3,240,829 円
役務費	4,428,671 円
委託料	89,492,480 円
その他	46,408,221 円

3 焼津市南部土地区画整理組合定款の一部改正について（議第1号）

（1）残余財産の処分方法を追加

組合において残余財産が生じた場合は、安全・安心なまちづくりのための施設整備、公共施設の維持管理費等として、焼津市へ寄附することができるものとする旨、定款に明記した。

これは事業費が不足する中で、道路築造費などの工事費や、保留地販売価格の下落に伴う補填として、焼津市より受けていた多額の助成金について、事業費に残余金が生じた場合に返還できるようにするための改正である。

（2）語句の修正について

刑法の改正に伴い、条文中の「禁こ以上の刑」を「拘禁刑以上の刑」に修正。